

兵庫県立大学国際交流機構運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学国際交流機構規程（平成29年公立大学法人兵庫県立大学規程第10号）第13条第2項の規定に基づき、国際交流機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、国際交流機構（以下「機構」という。）における次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の国際交流業績等の取組みに関すること。
- (2) 機構の運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 機構の専任の教授
 - (4) 事務局教育企画部長
- 2 機構長は、必要に応じ、機構の准教授、常勤の講師及び事務職員を運営委員会の構成員に加えることができる。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、機構長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副機構長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は構成員の3分の1以上から要求があったときに、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項にかかわらず、第2条第1号に関する事項については、第3条第1項で定めた構成員の出席者の3分の2以上の同意により、運営委員会の意見を決することとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月1日改正)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。